

中央大学 C スクエア利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、中央大学C スクエア設置要綱第2条に基づき、中央大学C スクエア（以下「C スクエア」という。）の利用に係る細目を定める。

(利用施設)

第2条 利用できる施設は、共用施設及び学友会関連施設とし、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。

(共用施設の利用者及び利用区分)

第3条 共用施設を利用できる者及びその利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 本大学学部学生（本大学法学部通信教育課程学生を含む。） 個人、学生有志団体又は学友会所属部会
- (2) 本大学大学院学生 個人又は学生有志団体
- (3) その他の者
 - ア 本大学科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、研究生、選科生 個人
 - イ 本大学専任教職員 個人
 - ウ 本大学付属高校生徒 団体
 - エ 学外者 団体

2 前項第3号エの利用に関しては別に細目を定める。

(利用の優先順位)

第4条 共用施設の利用に関しては、前条第1項第1号に規定する者が優先する。

(学友会関連施設の利用者)

第5条 学友会関連施設を利用できる者は、学友会所属部会に所属する者及び学友会関係者とする。

(利用の登録)

第6条 C スクエアを平等かつ効率的に利用するとともに利用に際して責任の所在を明確にするため、学生有志団体及び学友会所属部会が共用施設を利用する場合には、事前に利用登録をしなければならない。

2 前項の利用登録の方法は、次のとおりとする。

- (1) 学生有志団体 所定の利用登録の書類を学生部事務室学生課又は理工学部学生生活課に提出する。
- (2) 学友会所属部会 中央大学学友会規約による部会活動報告書を学友会事務室に提出することをもって利用登録とみなす。

(利用日)

第7条 施設の利用日は、次のとおりとする。

- (1) 共用施設 夏季休業期間中の一定期間及び冬季休業期間を除き利用することができる。
- (2) 学友会関連施設 年間を通じて利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本大学が必要と認めるときは、臨時に利用を停止することができる。

(利用時間及び区分)

第8条 共用施設（共同ホールを除く。）の利用時間及び区分は次のとおりとする。

- (1) 学部学年暦による授業実施日の利用 9時20分から21時20分までとし、授業時間割に従って1時限から7時限まで区分する。
- (2) 日曜、祝日、休業期間中の利用 9時20分から18時05分までとし、授業時間割に従って1時限から5時限まで区分する。

(利用手続等)

第9条 共用施設の利用申込手続、利用方法、その他の利用手続に係る事項は、別に定める。

(利用の制限)

第10条 共用施設は、正課授業（サブゼミを含む。）には利用することができない。

(利用者の守るべき事項)

第11条 C スクエアの利用にあたっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) C スクエアの設置の目的に照らし、課外活動における学習活動、文化活動、自治活動及びスポーツ活動に利用すること。
- (2) 営利を目的とする活動に利用しないこと。
- (3) 指定された場所以外において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 指定された場所以外において、立看板及び掲示物等の掲出をしないこと。
- (5) 危険物の持ち込み、火気の使用等、安全を損なう行為をしないこと。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
- (7) その他大学の指示に従うこと。

(損害賠償)

第12条 利用者は、利用者の故意又は過失によって、建物、施設、設備及び備品を滅失、汚損又は損壊したときは、その損害を賠償しなければならない。

(改廃)

第13条 この要項の改廃は、協議会で協議・決定し、学長に報告するものとする。

附 則

この要項は、2003年4月1日から施行する。

別表第 1

共用施設	1 階	板張り練習室	
		トレーニングルーム	
	2 階	2 階会議室 A 2 階会議室 B 2 階会議室 C	
		中ホール 中ホール調整室 中ホール控室 A 中ホール控室 B	
		3 階	共同ホール
			小ホール 小ホール調整室 小ホール控室 A 小ホール控室 B
	ギャラリー		
	音楽練習室 A 音楽練習室 B 音楽練習室 C 音楽練習室 D 音楽練習室 E 音楽練習室 F 録音室		
	5 階	5 階会議室 A 5 階会議室 B 5 階会議室 C	
		和室	
		屋外ステージ	

別表第 2

学友会関連施設	1 階	放送室
		1 階会議室 A (連盟会議室)
	4 階	4 階会議室 A (学友会共同会議室 A) 4 階会議室 B (学友会共同会議室 B)
		サークル室 (1) ~ (23)
	5 階	サークル室 (24) ~ (45)

(了解事項)

1. 学生部の行う課外教育・教養プログラム（講演会、コンサート等）は、課外活動とみなし、C スクエアを利用できるものとする。
2. この要項は、利用者等の意見・要望を徴し、必要に応じて見直しを図る。